

- わくわくの森支援センター(南部子育て支援センター)
☎079(437)4188
- ニコニコの森支援センター(北部子育て支援センター)
☎078(944)0717
- 福祉グループ ☎079(435)2362



2歳児「のびのび」元気に1! 2! 遊びましょう

楽しいリズムにのって、みんなと一緒に思いっきり体を動かして遊びましょう。

- ▶定員 各センター先着25組
 - ▶対象 平成21年4月2日～平成22年4月1日生の子どもと保護者
 - ▶持ち物 パスタオル・水筒
 - ▶申込み・問合せ 4月24日(火)午前9時から受け付けます。南部・北部どちらかのセンターへ電話または直接お申し込みください(重複してお申し込みはご遠慮ください)
- ※駐車場が少ないので、徒歩、自転車でお越しください。

南部子育て支援センター ☎079(437)4188 ▶日時 5月1日(火) 10:00～11:00 ▶講師 中安 正子氏	北部子育て支援センター ☎078(944)0717 ▶日時 5月10日(木) 10:00～11:00 ▶講師 高尾 恭子氏
---	--

病後児保育をご利用ください

▼登録・問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362
播磨中央保育園 ☎079(435)2455



病気の回復期にある児童を、病後児保育室で看護師などの専門スタッフが保育します。
※利用には事前登録が必要です。

▼対象児童 利用可能な子どもは原則、次のすべてに該当する子どもです

- ・町内在住で生後57日以降から低学年程度の子ども
- ・病気の回復途中で、医療機関で入院するほどではないが、安静にする必要があり、

集団保育が困難な子ども、保護者の就労、ケガ、病気、出産、冠婚葬祭などのため、家庭で保育が困難な子ども

▼実施施設 (社福)播磨福祉会 播磨中央保育園

▼利用日 月々金曜日(土・日曜日、祝日及び年末年始は休み)

▼利用時間 午前8時30分～午後6時

▼定員 1日2人(原則、先着順。症状によっては利用をお断りする場合があります)

▼利用料 播磨中央保育園以外の保育園、幼稚園に在籍または在宅の子ども 1日あたり300円(食事代)

子育てを漢字1文字で表すとしたら…

高橋 道伸さんより

「支」 良し悪しが分からず前に向って歩む子どもたちに、時に温かく時に厳しく、間違った方向に行くことなく、先では幸せな人生を送れるよう、先輩として側面から援助し、支え見守っていく。

随時、募集しています

あなたの子育てのイメージを漢字1文字で表すとしたら、どんな漢字を選びますか? どんな思いを込めますか? はがきやFAXまたは窓口に直接お届けください。匿名も可です。

▶宛先 〒675-0182(個別番号) 播磨町東本荘1丁目5番30号 播磨町役場福祉グループ「子育てを漢字1文字で表すとしたら…」係 FAX079(435)0831

赤ちゃんを地域で見守る 播磨町こんにちは赤ちゃん事業



子育て中のお母さんや赤ちゃんを見かけたら温かい目で見守り笑顔で地域へ迎えましょう

▶問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

Q. いつどのように訪問されるの??

- ①生まれてから3カ月になる前月の下旬に、町から訪問の通知をしています。
- ②訪問通知後に民生委員児童委員、主任児童委員へ訪問セットなど(子育てに関する情報のハンドブック、お祝いの品などが入っています)を渡して、その月中に訪問することになっています。

訪問をしてみても…

(民生委員児童委員さんのつぶやき)

- 最近では赤ちゃんといふれあう事もなかったけど、赤ちゃんとお話できてよかったです
- とってもすてきな笑顔でお話できました
- 不安に思われていること、少しでも解消してあげられませんか…
- お母さんとお話ができるきっかけができました
- 自分の地区に生まれた赤ちゃんのこれからの成長を見守っていきます
- まちで気軽に声をかけやすくなりました

たとえば…
12月生まれのお子さんの場合、2月下旬に通知、3月中旬に訪問します。



こども医療費助成制度の入院助成を拡大します

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)25881

精神的・経済的負担の大きい入院医療において4月診療分より、助成額・対象者を拡大します。

- ①助成額を自己負担額の1/3から2/3へ拡大します
- ②所得制限をなしとします
- ③手続き 入院医療費の助成を受けるには、医療機関の窓口で医療保険の自己負担(3割負担)をお支払いいただき、その後保険年金グループへ申請してください

▼必要書類 ①領収書 ②健康保険被保険者証 ③保護者の金融機関口座番号(医療費還付先口座) ④認印

※他の公費負担医療の給付を受けられる場合については、こども医療費の対象となりません。

※申請が4月以降であっても診療月が3月以前の領収書の場合、拡大前の基準が適用されますのでご注意ください。

入院

▼対象 小学4年生から中学3年生の年度末まで

▼所得制限基準 なし(ただし、3月までは町民税所得割税額23・5万円未満の者に限る)

▼一部負担金 定率3割負担(申請により医療保険制度における自己負担額の2/3を助成(ただし、3月診療分までは1/3))

※長期入院(連続して3カ月を超える入院の場合)は、4カ月目以降の一部負担金なし

外来

▼対象 小学4年生から小学6年生の年度末まで

▼所得制限基準 町民税所得割税額23・5万円未満の者

▼一部負担金 定率2割負担